

# 春の交通安全県民運動にご協力ください

4月6日～4月15日は、「春の交通安全県民運動」期間です。

春季は、通行に不慣れな新入学(園)児の通園・通学という交通行動への参加が始まり、新社会人を迎え活動が活発化する時期です。

また、陽気が良くなり、歩行者、自転車利用の行動範囲が広がることから、交通事故の多発が懸念されます。

交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践し事故を未然に防ぎましょう。

## 春の交通安全県民運動の重点

～子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本として～

### 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・道路交通法の改正により、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用が義務化されます
- ・シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性及び着用効果を周知

後部座席のシートベルト  
着用については→  
2007. 12-4をご覧ください



私たちも  
協力します！



### 飲酒運転の根絶

- ・飲酒運転を「しない、させない、許さない」
- ・家庭、職場、地域から飲酒運転を出さない運動
- ・飲酒運転をするおそれのある人への「車、酒類提供の禁止」

飲酒運転罰則強化は  
→2007. 11-2を  
ご覧ください

### 自転車の安全利用の推進

- ・歩道通行時における歩行者優先等自転車ルールの周知(道路交通法改正も含む)
- ・交差点では「しっかり止まってはつきり確認」
- ・二人乗り、無灯火、傘差し、携帯電話等危険運転防止
- ・点検整備等による安全性の確保の推進、自転車保険の加入促進

### 交通ルールの遵守及び交通マナーアップ による交差点・道路横断時の交通事故防止

歩行者は

- ・道路を横断するときは「いつでも・どこでも安全確認」
- ・「見られて安全」夜光反射材の着用

運転者は

- ・交差点では「観る・知らせる・やさしい運転」の実践
- ・「前照灯のこまめな切り替えでハイビームの活用」の実践
- ・子どもや高齢者を見かけたらその行動を確認し、道路横断時は止まって渡してあげる等人にやさしい運転の実践



▲事故が起きると出張所でも出動します

# 「自転車の安全利用の推進」

平成19年6月20日公布（公布の日から1年以内に施行）

## 1. 普通自転車の歩道通行可能要件の明確化

普通自転車

- ・道路標識等で指定された場合
- ・運転者が児童、幼児の場合
- ・車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

これらのときは歩道通行が可能です

歩行者

- ・「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務

## 2. 乗用車ヘルメット着用努力義務の導入

- ・児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗用車ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

## 3. 地域交通安全活動推進委員の活動内容の見直し

- ・地域交通安全活動推進委員の活動に、「自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進」が加えられ、自転車の通行ルールに関する広報啓発や街頭活動が活性化されます。

車道寄りを徐行し、歩行者には十分配慮しましょう

みなさんで協力して子どもと高齢者を守りましょう

4月10日は「交通死亡事故ゼロを目指す日」です

知っていますか？

※毎年、国民の100人に1人が交通事故により死傷しています

※記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しているという状況が続いています。



安全運転・ルールの遵守で交通事故を防ぎましょう

4月4日(金)、村山市武道館の北側駐車場で開催された「春の交通安全県民運動 村山地区出発式」に当出張所から所長と事務係長、パトロール部隊が参加してきました。



▲およそ30団体が参加し、交通安全県民運動へ向けて気をひき締めました



▲村山警察署長による代表者挨拶



▲決意表明



▲交通安全を祈願して村山農業高等学校 村農又新連のみなさんによる徳内囃子



▲出発！交通安全パレード

## 交通安全にご協力お願いします

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など  
 どんどんお寄せ下さい！

**国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所**

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221  
 山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1  
 TEL. 0237-23-2521  
 FAX. 0237-23-2523

